

東京学芸大学教員選考規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、東京学芸大学（以下「本学」という。）における大学教員（以下「教員」という。）の採用，昇任，移籍（以下「採用等」という。），兼任及び復帰並びに大学院担当者の選考に関し，必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この規程において「教員」とは，教授，助教授、講師及び助手をいう。

2 この規程において「移籍」とは，現職名を変更することなく，学系，講座，分野又は施設・センターを異にして異動することをいう。

3 この規程において「兼任」とは，国立大学法人東京学芸大学の理事（次項において「理事」という。）が，本学の教授を兼ねることをいう。

4 この規程において「復帰」とは，本学の教授が理事に就任し，任期満了等により教授に復帰すること及び本学の教授が本学の大学院連合学校教育学研究科の専任教員に異動した後，教授に復帰することをいう。

5 この規程において「各学系」とは，総合教育科学系，人文社会科学系，自然科学系及び芸術・スポーツ科学系をいう。

6 この規程において「施設・センター」とは，環境教育実践施設，教育実践研究支援センター，留学生センター，国際教育センター，教員養成カリキュラム開発研究センター，保健管理センター及び情報処理センターをいう。

7 この規程において「大学院担当者」とは，大学院教育学研究科における研究指導及び授業担当者並びに研究指導の補助及び授業担当者をいう。

第2章 採用等に係る教員の選考

第1節 選考手続

(採用等に係る教員の選考)

第3条 採用等に係る教員（この章において非常勤講師を除く。）の選考は，教員適格者選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が教員適格者（以下「適格者」という。）として選考した者のうちから，当該学系の教授会（以下「教授会」という。）が行う。

2 適格者の選考は，選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は，前項により適格者を選考したときは，教員適格者選考調書（様式第1）により，その選考に至った経緯を速やかに教授会に報告し，選考に付さなければならない。この場合において，選考結果の報告は，委員長の指名する委員が行うことができる。

4 教員の選考は，教授会において単記無記名投票による出席教授会構成員の3分の2以上の賛成票をもって行う。ただし，移籍に係る選考は，出席教授会構成員の過半数の賛成票をもって行い，その採決は，挙手によることができる。

5 選考委員会委員長は、前項により教員を選考したときは、教員選考結果報告書（様式第2）により、選考結果を教育研究評議会（以下「評議会」という。）に報告しなければならない。

（選考の基準）

第4条 教員を選考は、東京学芸大学大学教員選考基準（平成16年3月18日制定。以下「選考基準」という。）に基づき行わなければならない。

2 前項の選考基準は、別に定める。

（再審査）

第5条 教授会は、必要と認めるときは、選考委員会に再審査を行わせることができる。

（選考の制限）

第6条 第3条第4項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、同一職名以上の適格者となることができない。

（未着任者の報告）

第7条 学系長は、第3条第4項により選考された者が、採用予定年月日から1年を経過しても着任できないときは、その経緯を教授会及び評議会に報告するものとする。

第2節 選考委員会

（開設承認等）

第8条 講師以上の職の選考委員会の開設（この条において「開設」という。）は、教員適格者選考委員会開設申請書（様式第3）により、評議会の承認を得なければならない。

2 開設の承認後1年を経過した時点において、適格者を選考できないときは、当該開設の承認は無効とする。

3 開設を承認された選考職名と異なる職名で適格者を選考するときは、改めて開設申請を行うものとする。この場合において、前項の適用については、当初の承認日を起算日とする。

（開設申請の審査の基準）

第9条 評議会における開設申請の審査は、欠員の状況及び選考委員会の組織について行うものとする。

（組織）

第10条 各学系の選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 当該学系長

(2) 当該分野の分野主任

(3) 当該講座に所属する教授 1名

(4) 当該分野に所属する教授 1名

(5) 当該学系に所属する教授（当該分野に所属する教授を除く。） 4名

2 施設・センターの選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 総合教育科学系長

(2) 当該施設・センターの長

(3) 当該施設・センターに所属する教授 2名

(4) 当該施設・センターの運営委員会委員（当該施設・センターに所属する者を

除く。)である教授 4名

- 3 第1項第5号の規定にかかわらず、必要と認められるときは、当該学系以外の学系又は施設・センターに所属する教授をもって委員とすることができる。
- 4 第1項第3号及び第4号並びに第2項第3号の規定にかかわらず、当該分野若しくは当該施設・センターに所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、講師以上の職の選考委員会にあっては助教授を、助手の選考委員会にあっては助教授又は講師をもって委員とすることができる。
- 5 前項に規定する助教授若しくは講師を欠くとき、又はやむを得ない事由により助教授若しくは講師を委員とすることができないときは、各学系にあっては当該学系の教授を、施設・センターにあっては、当該施設・センターの運営委員会委員をもって委員とすることができる。

(委員長)

第11条 選考委員会に委員長を置き、各学系にあっては当該学系長を、施設・センターにあっては総合教育科学系長をもって充てる。

- 2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。
- 3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。
- 4 委員長は、第3条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第12条 選考委員会を開催するときは、当該学系長（施設・センターにあっては、総合教育科学系長）は、日時、場所及び委員名を教授会（施設・センターにあっては、総合教育科学系の教授会及び当該施設・センターの運営委員会）に報告するものとし、これにより難い場合は、開催日の1週間前までに公示することにより替えることができる

(定足数)

第13条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3章 兼任に係る教授の選考

(兼任に係る教授の選考)

第14条 兼任に係る教授の選考は、この規程による選考を省略する。ただし、学系長は、兼任に関する事由及び欠員の状況等を教授会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 学系長は、前項の承認を得たときは、評議会に報告しなければならない。

第4章 復帰に係る教授の選考

(復帰に係る教授の選考)

第15条 復帰に係る教授の選考は、この規程による選考を省略する。ただし、学系長は、復帰に関する事由及び欠員の状況等を教授会に報告し、承認を得るものとする。

- 2 学系長は、前項の承認を得たときは、評議会に報告しなければならない。

第5章 非常勤講師の選考

(非常勤講師の選考)

第16条 非常勤講師（次章の非常勤講師及び教員養成実地指導講師を除く。）の

選考は、非常勤講師選考調書（様式第4）により、非常勤講師選考委員会（この章において「選考委員会」という。）が行う。

- 2 非常勤講師の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員の3分の2以上の賛成票をもって行う。
- 3 第1項の規定にかかわらず、本学の講師以上の職に採用されたこと、又は東京学芸大学客員教授等選考規程（平成9年規程第5号）第3条により客員教授若しくは客員助教授として選考されたことのある者については、選考委員会の選考を省略するものとする。
- 4 選考委員会委員長は、第2項により非常勤講師を選考（前項により選考を省略した候補者を含む。）したときは、非常勤講師選考結果報告書（様式第5）により、選考結果を教授会に報告しなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

（選考の制限）

第17条 前条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、非常勤講師となることができない。

（選考委員会の組織）

第18条 各学系の選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 当該教室が所属する群を所管する学系長
- (2) 当該教室に所属する教授 1名
- (3) 当該教室を構成する分野が所属する学系の教授 6名

2 施設・センターの選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 総合教育科学系長
- (2) 当該施設・センターの長
- (3) 当該施設・センターの運営委員会委員 6名

3 第1項第2号の規定にかかわらず、当該教室に所属する教授を欠くとき、又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該教室に所属する助教授若しくは講師をもって委員とすることができる。

（準用）

第19条 第4条及び第11条から第13条までの規定は、非常勤講師の選考に準用する。この場合において、第11条及び第12条中「当該学系長」とあるのは「当該教室が所属する群を所管する学系長」と読み替えるものとする。

（教員養成実地指導講師候補者の選考）

第20条 第16条から前条までの規定にかかわらず、教員養成実地指導講師候補者の選考手続等については、別に定める。

第6章 大学院担当者の選考

第1節 選考手続

（選考の省略）

第21条 本学の教授及び助教授を大学院担当者とする場合は、この規程による選考を省略する。

2 本学の講師（この節において非常勤講師を除く。）が現に大学院担当者である場合、当該専攻以外の専攻に係る選考は、この規程による選考を省略する。

（大学院担当者の選考）

第22条 大学院担当者の選考は、大学院担当者選考委員会（以下「選考委員会」という。）が行う。

2 大学院担当者の選考は、選考委員会において単記無記名投票による委員（委員長を除く。）の3分の2以上の賛成票をもって行う。

3 選考委員会委員長は、前項により大学院担当者を選考したときは、大学院教育学研究科担当者選考結果報告書（様式第6）により、選考結果を教授会に報告しなければならない。この場合において、選考結果の報告は、委員長の指名する委員が行うことができる。

4 当該学系長は、前項の選考結果について、大学院教育学研究科担当者選考結果報告書により、教授会及び評議会に報告しなければならない。

（選考の基準）

第23条 大学院担当者の選考は、選考基準に基づき行わなければならない。

2 講師は、原則として、研究指導の補助及び授業担当者としての選考に限るものとする。

（選考の制限）

第24条 第22条第2項に規定する賛成票を得ることのできなかった者は、当該議決後1年を経過するまでの間、大学院担当者となることができない。

第2節 選考委員会

（開設承認）

第25条 選考委員会の開設は、当該コース（総合教育開発専攻でサブコースを有する場合は当該サブコースをいう。以下同じ。）の要請に基づき、大学院教育学研究科担当者選考委員会開設申請書（様式第7）により、当該コースを所管する学系長を経て、評議会の承認を得なければならない。

（組織）

第26条 選考委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

(1) 当該学系長

(2) 当該専攻の代表

(3) 当該コースに所属する教授 2名

(4) 被選考者が所属する講座（被選考者が施設・センターに所属する場合にあっては、当該施設・センター）に所属する教授 2名

2 前項第3号の規定にかかわらず、当該コースに所属する教授を欠くとき又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該コースの助教授又は当該専攻内の他コースの教授をもって委員とすることができる。

3 第1項第4号の規定にかかわらず、当該講座（被選考者が施設・センターに所属する場合にあっては、当該施設・センター）に所属する教授を欠くとき又はやむを得ない事由により教授を委員とすることができないときは、当該講座の助教授又は当該専攻内の他講座の教授（施設・センターの場合にあっては、当該施設・センターの運営委員会委員）をもって委員とすることができる。

（委員長）

第27条 選考委員会に委員長を置き、学系長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、議長となる。

3 委員長は、選考委員会の会務を掌理する。

4 委員長は、第22条第2項に規定する投票に加わることができない。

(開催)

第28条 選考委員会を開催するときは、当該学系長は、開催日の1週間前までに日時、場所及び委員名を公示しなければならない。

(定足数)

第29条 選考委員会は、全委員の出席がなければ会議を開き、議決することができない。

第3節 非常勤講師の選考

(非常勤講師の選考)

第30条 非常勤の授業担当者（以下「非常勤講師」という。）の選考は、第22条から前条までの規定を準用する。

(採用手続)

第31条 資格認定（第22条第2項による選考をいう。次項において同じ。）を経していない者を採用するときは、第22条第3項の選考結果の報告に合わせ、大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（新規）（様式第8）により、教授会及び評議会に報告するものとする。

2 資格認定を経ている者を採用するときは、大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（継続）（様式第9）により、教授会及び評議会に報告するものとする。

3 本学の大学院担当教員であった者を非常勤講師として採用するときは、前項の規定を準用する。

4 総合教育開発専攻の非常勤講師の採用手続は、総合教育開発専攻の当該コース代表が所属する学系で行うものとする。

第7章 補則

(その他)

第32条 この規程に定めるもののほか、教員及び大学院担当者の選考に関し必要な事項は、評議会の議を経て学長が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規程施行の際、現に本学教員である者及び本学大学院担当教員である者は、この規程により選考されたものとみなす。

3 この規程施行前に、東京学芸大学教官選考規程（平成11年規程第18号。この項において「教官選考規程」という。）の規定により教官候補適格者選考委員会の開設を承認されたもののうち、平成16年4月1日以降に選考委員会を開催するものについては、この規程による評議会の承認を得なければならない。ただし、第8条第2項の適用にあたっては、教官選考規程による承認日を起算日とする。

4 助手の選考委員会にあっては、当分の間、第10条第1項第5号及び同条第2項第4号中「4名」とあるのは「2名」と読み替えて組織するものとする。

5 次の規程等は、廃止する。

(1) 東京学芸大学教官選考規程（平成11年規程第18号）

(2) 東京学芸大学教官選考規程実施細則（平成12年細則第1号）

(3) 東京学芸大学大学院教育学研究科担当教官の選考手順（昭和54年10月24日研究科委員会申合せ）

様式第1

開設番号

教 員 適 格 者 選 考 調 書

〇〇〇〇講座（〇〇〇〇分野）

〇 〇 〇 〇 施設・センター

平成 年 月 日

〇 〇 〇 学 系 教 授 会

選 考 委 員 会 委 員

委 員 長

委 員

選 定 表

区 分	
選考基準該当条項	
賛 成 投 票 数	
選 考 委 員 会 開 催 年 月 日	
氏 名	

選 考 調 書

ふ り が な
氏 名

生 年 月 日

現 住 所

(国 籍)

I 略 歴

1 学 歴

2 学位・称号

3 職 歴

II 研究業績

1 著 書

2 論 文

3 芸術及び体育業績

4 翻 訳

5 研究報告書・調査報告書

6 学会発表等

7 学術研究上の開発

8 学術研究・専門性に関わる受賞・免許・資格

9 その他学術研究・教育上の特記事項

10 前回記載の主な業績

III 学界及び社会における活動

備考 外国人は，国籍を記載する。

様式第 2

教員選考結果報告書

[illegible]

様式第3

教員適格者選考委員会開設申請書

		起案 平成 年 月 日		決裁 平成 年 月 日		起案者印	
申請年月日 平成 年 月 日				申請番号 第 号			
東京学芸大学長 殿 ○○○学系長 印							
下記のとおり申請いたします。							
選考委員会名							
選考職名						採用	昇任
選考員数							
区分 \ 職名	教授	助教授	専任講師	計	助手		
定員							
現員							
開設番号							
申請事由							
第10条第1項 第3号及び第 5号の委員構成		第3号委員 ○○○○分野		第5号委員 ○○○○分野 ○○○○分野 ○○○○分野 ○○○○施設・センター			

様式第 4

非常勤講師選考調書

教室名 ・ 施設・ センター 名	氏 名 生年月日 (年齢)	最 終 学 歴 卒業・修了年 月 学 位 ・ 称 号 取 得 年 月	主な研究業績	主な職歴等 (○印現職)	担当科目	前期		後期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日 時限		

様式第 5

非常勤講師選考結果報告書

教室名 ・ 施設・ センター 名	氏 名 生年月日 (年齢)	最 終 学 歴 卒業・修了年 月 学 位 ・ 称 号 取 得 年 月	主な研究業績	主な職歴等 (○印現職)	担当科目	前期		後期		雇用 期間	備考
						週時 数	曜日 時限	週時 数	曜日 時限		

- 備考 1 第16条第3項に該当する者にあつては、最終学歴，卒業・修了年月，学位・称号取得年月，主な研究業績及び主な職歴等欄の記載は省略する。ただし，現職者にあつては，主な職歴等の欄に現職名を記載する。
- 2 備考欄には，前回の雇用年度を記載する。

様式第 6

大学院教育学研究科担当者選考結果報告書

開設 番号	コ ー ス 又 は サ フ ・ コ ー ス 名	選 考 区 分	選 考 基 準 該 当 条 項	賛 投 票 成 数	選考委員会 開設年月日	氏 名

様式第 7

大学院教育学研究科担当者選考委員会開設申請書

開設番号 院審

	起案 年 月 日	決裁 年 月 日	起案者
申請 年 月 日	申請番号 第 号		
大学院教育学研究科長 殿 ○○○○専攻代表 学系長 印 印			
下記のとおり申請します。			
コース又はサブコース名			
候補者氏名		選考区分	
(申請理由)			

様式第 8

大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（新規）

コース又は サブコース名	氏 名 生年月日（年齢）	主な職歴等 （○印現職）	担 当 科 目	曜日・時限 （雇用期 間）	備 考

様式第 9

大学院教育学研究科担当非常勤講師の採用報告書（継続）

コース又は サブコース名	氏 名 生年月日（年齢）	主な職歴等 （○印現職）	担 当 科 目	曜日・時限 （雇用期間）	資格認定 年月日	備 考

注）備考欄には，前回の雇用年度を記入する。